



かからぬように思いますが、その点について、この当分の御意見をちょっと拝承したいと思ひます。

○高田(正)政府委員 覚醒剤が非常に害毒を流すので、その覚醒剤の取締りの完備を期するに、その原料までも規制をするという改正案が御提出に相なつておるようでございます。その中身を拝見いたしますと、これら原料の關係業者について、正当に商売をやつておる上においては、さしたるめんどろな負担をかけないという配慮が非常に行われておるのでございます。

この程度のことでありましたら、私どもの考えるところにおきましては、さしたる支障はないのではないかと、一応このように考へておられます。原料として、別表で指定されておりますものは、医薬品に属するものと、それから工業製品に属するものと、それから化学製品、この二つに分れるわけでございます。そして医薬品に属するもの

のにつきましては、従来とも薬事法の規程が行われておまして、御提出になりましたこの新しい改正案によりまして、従来から行われておる薬事法の規程を尊重いたしまして、規定がされておるようでございますから、これは影響はないと存じます。新たに、今まで全然規制の行われておらなかった化学工業製品等につきましては、これは製造業者なり販賣業者なり、それぞれ關係の業者が指定を受けるという手続が規定されておるわけでございます。しかしながらこのうちで一番問題になりますのはフェニル酢酸だと存するのでございますが、このフェニル酢酸の製造業者というものは数社しかございせん。それからその需要の大部分は、

医薬品のベニシリン・メーカーがこれを培養基として使うのが需要の大部分でございます。ほんのわずかが香料の關係に使われております。なお試薬として若干使われておる、さようなわけでございまして、産業界にさしたる影響を与えないものと私どもは考へておる次第でございます。

○龜山委員 次に、警察庁当局にお伺いしたいと思ひますが、覚醒剤の取締りは、幸いに警察庁が非常に力を入れておることは顯著だと思ひますが、それが、現在の取締り状況とそれの対策、それから、どうも密造事犯というものが多くは第三国人によつておるやうと思ひますが、そういう統計がありましては、お伺いしたい、同時に覚醒剤中毒者というものは、第三国人が非常に多いという現象をどう考へになるか、その点をちょっとお伺いしたい。

○中川(審)政府委員 ただいまお述べになりましたように覚醒剤事犯の罪悪が非常に重大である、こういう前提を中心にしたしまして、各警察におきまして、本犯の捜査には重点的に従事しております。こういう状況でございます。昨二十九年一カ年間に、覚醒剤違反をもつて検挙いたしました人員が五万六千人あるわけでございますが、この違反捜査を、私ども警察の關係としてどういう方面に中心を置くかという点につきましては、所持その他も、もちろんやつておりますけれども、密造事犯、とりわけ原末を密造する事犯、この犯罪捜査に重点を置いておるのでございます。所持事犯その他ももちろんやつておりますけれども、密造事犯を根本的にやつて参ることが、この

対策の根本にならうかと思つてやつておるのでありますが、製造事犯に相なつて参りますと、關係者は非常に隠れて、隠蔽した方法で犯罪を行いますので、捜査に困難をいたします。それで各警察におきまして、そういう方面をもつて専務とする職員等を設置いたしまして、いろいろ捜査の技術的方法を工夫してやつておる状況でございます。お尋ねの密造事犯を犯した人間で、国籍別と申しますか、朝鮮人の占める割合の御質問でございますが、一般の全覚醒剤違反に對しまして、朝鮮人が占める率は約一五%、すなわち所持事犯を含めて全犯罪で朝鮮人が占める率は一五%程度しかないのでござい

ますが、密造事犯になりますとこれが逆になりまして五〇%ないし六〇%、むしろ六〇%前後が朝鮮人が犯している状況でございます。従ひまして、朝鮮人は密造等に從事して、使用等は比較的日本人が多くやつておる、こういう結果になるやうかと思ひます。その密造の關係は、ただいま申しましたように、まことにその根本をなすものでありますので、警察捜査の重点をそこに置いておるのであります。その密造のうちで、さらに分けまして、ほんとうに原末を密造する者と、それからでさうした原末を注射器に入れる作業をする者と、いずれも現行法では製造事犯に犯れるわけでございしますが、その両者の關係のうちで、原末を製造するといふ面になりますと、化学上の知識、薬学上の知識が要る關係等もありまして、この方は朝鮮人が、そう五割までも占めていない。ところが、そういう原末から注射器に入れる作業等につきましては、薬学上の知識

も比較的必要でありませんで、この方面に朝鮮人が相当働いておるやういふ結果に相なつておるのであります。

○龜山委員 最後にお伺いを申し上げます。たいと思ひますが、あへん問題にも匹敵するといわれるこの覚醒剤の問題、どうか当局におかれまして、わが國民を守るために、嚴重なる取締りの御勵行とともに、この法案にもありますように、原料の点で押えられて、いわゆる密造事犯の根絶に一つこの上とお力添えをお願い申し上げます。私の質問を終ります。

○中村委員 ほかには御質問はありませんか。

なければ、本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ございませんか。

○中村委員 御異議なしと認め、本案についての質疑は終了いたしました。これより討論に入りますが、本案につきましては別に討論の通告もありませんので、これを省略して、直ちに採決するに御異議ございませんか。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

○中村委員 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決せられました。

六県に對するところの給付は十二億円であります。九州七県におきましてはこれが十九億の給付となつておるのでございます。従つて北海道に出かぜをする東北の労働者が特に失業保険に赤字を出さしめたという理由にはならないのであります。この赤字の出てきました——昨年度において約十億の赤字の出ました理由については、政府が一兆円予算を組み、デフレ経済を實施したために、全国的な失業の状況が発生をいたしました。その結果が、かような状態を呈したと見るべきでございます。従つて、本案の提出の趣旨というものは一貫性が無いわけではございません。さらにまた、この改正原案によりますならば、被保険者の期間に應ずるといふ原則が立つていないのであります。六カ月から九カ月の被保険者に対しては、三カ月しか給付をしない。五年以上の者に対しては二百十日、十年以上の者に対しては二百七十日の給付をする、かように改正を行わんとしたておるのであります。

原則が貫かれていないわけでございます。この政府の改正原案をいれますならば、これによつて影響を受ける者は最も雇用条件の悪い者がその影響を受ける結果になるのでございます。デフレ経済を組むからには、当然これに伴つて出るところのたくさんさんの失業者に對する失業保険の払い出しに對して備えなければならぬわけでございます。それから、かような状態の場合に、あらかじめ保険金の増額の措置を講じられておるのでございまして、もし真に政府の方がこの案の目的を生かそうとしたらするならば、保険金増額の措置を講じてこれらの短期のものに對する支払いに應ずべきものと考えるのでございまして、このためには、また保険金の増徴もやむを得ないものと考えらるるのでございまして、かような措置をとらずして、雇用状態の最も悪い者に対してこれを行わんとする考え方に對しては、われわれ賛成をいたしかねる次第でございます。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

對しては給付の期間を延長し、短期の被保険者に対してはこれを短縮すること、第三は不正の保険受給を防止しようとする、第四には職業指導所の充実及び日雇の労働者福祉施設の強化による保険給付の内容の充実、こういうことが内容となつておるようでございます。これらはいずれも今日の社会的実情並びに保険経済の状況から見まして、適當な施策と存じますので、これに對して賛成をいたす次第なのでございます。

年度予算並びにこれに関連いたします一連の法律は、いずれも鳩山内閣の政策を貫く一貫したもののの中に、大きな矛盾を私どもは見せざるを得ないのであります。それは、一方にはデフレ政策を強調しながら、当然デフレ政策の結果として現れてくる問題について、その処置を、怠つておるといふよりは、放棄しておるといふ方が妥當であると思つておる。かような政策上の破綻を、かかる恒常的な保険制度に肩がわりをするよりなや方は、最もおそろべき行方であると思つておる。もしこの行方を政府が、大膽に、數の力で押しまくるようなことをいたしますならば、社会秩序を維持するといふことについて、私は問題を起すと思つておる。少くも政府が、よしそれがインフレ政策であるとして、かような政策を、またどういふような経済政策を立てよう、政府の責任において、また國民の了解を得られることにおいては、われわれはとやかく申すものではないのであります。しかしその政策が一貫しなければならぬことは申すまでもないのであります。この点において、本案の改正を意圖いたしておりますところに非常な誤りがある、ことに本委員会におきまして、政府を代表して労働大臣からの提案理由説明の中にもあることは、きわめて明確になつておるのであります。私どもはそのような意味において、まず本案の提案の出発点において、大きな誤謬のあることを指摘いたし、反對の理由にいたすのであります。

第二の理由といたしましては、この保険経済の安定と将来性を期待すること

をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

可をいたします。それでは内閣の代表として労働大臣に発言を許します。西田労働大臣。

とについては、私も人後に落ちるものではない。ことに保険運営に当りまして、最も合理的で、しかもその趣旨に適合するような方針を誤まらねばならぬことについても同感であります。そこで、乱用防止であるとか、保険経済の危機を予測して、これを阻止しようとする措置をとることについて、むろんわれわれは了承しておるものであります。しかし、ここに提案されております内容は、本末を転倒しておるものと申し上げたいのであります。元来、保険の精神は、きわめて明確に失業保険法の第一条に規定してありますように、失業した労働者に対して、保険金を支給して生活の安定をはかることであるのであります。これは申すまでもなく、失業がその労働者個人の責めに帰すべきものではなく、社会連帯の責任において行うという趣旨にもあります。また相互扶助の精神に基いて、やや余裕のある者が、比較的困難に遭遇したものを救済して、こうとうの精神にあることは、今さら申すまでもないのであります。かような観点からいたしますと、ここに二十条を改正しようとするのは、すなわち季節労働を排除しようという考え方には、私も同意をいたすものであります。元来この法律の中には、季節労働を対象としておらぬのであります。しかし、それがいつとなく行政的措置の間にそういうことがとられてきたことについては、私は政府の責任においてこれは始末すべきことであると思う。しかし、季節労働をこれに入れたことをけしからぬと攻撃するものではないです。その必然性を認めるのであります。そうすれば、この

点に対する改正案を十分考慮すべきであって、これと並んで短期雇用の理由をもって失業保険のワケからはずすということは、これは私は質問のときにも申し上げたように、一番失業保険の対象として、日本全体の立場から考慮を払わなければならぬことは、日本経済の、これは世界のどの国に比べても一大特質と言われております。中小企業、零細事業、あるいは近代的な経済からいいますとやや立ちおくれしております家族制度の上に立つ家内労働というものが、日本経済の非常に大きなウェートを占めておることは申すまでもないのであります。このもとに働いております労働者が現在社会保険の恩恵から除外されておるといふ事態は重大問題であるということ、他のときにも強調し、政府もこれを認めておるわけでありまして。本来ならば、そういうふうな主張すべきが保険の当然の方向でなければならぬのであります。しかるに、季節労働をはずすというところ、失業保険の危機を排除するところ、こういうことだけで、この失業保険の対象として最も重視しなければならぬ今日の中小企業や零細事業のものとにおける労働者が、長期の雇用を願いつつながら、また雇い主が長期の雇用を希望しながら、経済の現状はこれを許していないこと、私が一々ここで例証をあげるまでもないのであります。こういう現実に沿えるように保険というものが改善されてこそ、社会保険の進歩もあるものであります。この点では、まさに本末を転倒し、すなわち角をたためて牛を殺すところのおそれなきところの改正であると思ふべきであらぬのであります。

こういう意味で、政府の猛省を促したのであります。強引に押し切られる今日におきましては、私はことに全面的な改正を困難とする場合においては、せめて第二十条の改正をさらに修正しようとする社会党両派の提案を支持するのみでなく、全員の賛成を得たいと念願いたしておるものであります。以上の点から、この政府原案に対しては、どうしても賛成することができません。ここに社会党両派修正案に賛成し、皆さんの御共鳴を得たいことを申し上げて私の討論を終ります。

○中村委員長 中原健次君。

○中原委員 私は本改正法律案に対して、政府原案に反対いたしました。まして、なお社会党両派の修正案に対しては賛成であります。

なお本法律案の採決に際しまして、一言前提したいと思うのであります。そのことは、すでに周知のように、社会福祉対策協議会というものがございまして、この協議会は総評、総同盟、全労、新産別、産別、現下わが日本における各種労働団体のすべてをもつて構成されておるはずであります。この協議会は、日本労働者の意思を反映いたしまして、この失業保険法の改正案に対して、強力なる反対の意思表示をいたしております。同時に私は、これらの関係労働者組織から選出されておるはずだと考えられる職業安定の審議会並びにその専門部会等から、ことにその専門部会における決議あるいは議事録等々の報告書を示されたいことを、かねて要求いたしましたのであります。また、その専門部会がこれら協議の議事録等々の文書がすなわち

われわれの手に配付されることを拒否されておる。これは、これらの審議機関の取扱い処置等を少くとも基礎として改正案が提出されておらなければならぬはずであります。そうであつてみれば、その改正案の内容を一そう正しくわれわれが把握いたしますためにも、このような関係文書は当然これをわれわれに示すための運びをなすべきである。しかるに、それに対して、せつかくその配付方を申し入れておるにもかかわらず、これがわれわれの手に配付されないままに今日に至つておるわけでありまして。もちろんその理由については、局長から釈明のあったことはもとよりでありますけれども、私はその釈明に對しては、はなはだ了解ができません。それだけに、この法律の審議は必ずしも妥当なる諸条件を具備して審議されたとはいいたたい点があることをまず指摘をいたしておきたいと思ひます。

ここにこれに関連して、これらの審議機関の審議委員各位の御苦勞を願つて、各般の審議模様等について参考意見を徴したいという希望を申し入れ、その手続の運びを期待いたしておつたのであります。これもそのまゝ取り上げられるところとならず、これこれ考へて参ります。この法律案の審議が、まことに不満足な状態の中、今日の結論に到達したというところ、はなはだ遺憾であると思ひたいことを最初に申し上げておきたいと思ひます。

さて、この法律案につきまして、逐一意見を申し述べたいのであります。が、時間の関係も考慮いたしまして、極力その討論の内容を短縮いたしまして

て、一、二の点だけ、改正部分に対する私の所見を申し上げておきたいと思ひます。

まず第一番には、本案の提出に際しまして、大臣は、いわゆる保険金の給付の乱用の防止あるいは合理化などという言葉を冒頭に使用しておりますが、この言葉が果してそのまゝに妥当する現状であるかどうか。これにつきましては、はなはだ遺憾ながら、むしろ問題は、その反対のところにあります。思うのであります。ことに現在の急速に上昇されております失業状態、この失業状態を起しました負うべき責任の所在はどうか。それはもはや論議するまでもない、現在の政府そのものに負うべき責任があることは言うまでもないのであります。そうなつてみれば、社会的国家的責任において、本人の意に沿はざる失業状態に對して、当然これを完全に補償する失業政策が取り上げられなければなりません。従つてそのためにこそ、失業保険の措置も取り計らわれなければならぬと思ふのであります。しかるに、この改正案の目ざすところは、いわゆる給付額を減額する、あるいは被保険者であるための資格の確認の問題をますますあいまいにいたしまして、あるいは窮屈にいたしまして、当然資格条件を持つてゐるはずの失業者が、しばしばその取り扱いのちからに締め出される危険さえ伴つておることをわれわれは指摘しなければなりません。ことに五年以上の長期勤務の労働者、五年以上の長期にわたつて被保険者として勤務してあります者のパーセンテージは、局長の答弁の中からも出て参りましたように七、四％、これを除く五年以下の短期者

が従つて九二・六%、こういうようなパーセンテージが出てくると思うのであります。ことに当該の、翌月から九月の間の該当者は二七・七%、三割に近い膨大な数を示しておる現状であります。そうなつて参りますと、この保険金の給付額の取扱ひの時点からも出て参りますことは、労働者に保証した保険給付額を全額として大削りに削るわけでありませう。言いかえれば失業を保障するその措置が、ために非常の悪から当然出てきておるに、現在の政治の大な失業増加に對しまする計らいとしては、まことに遺憾のごくのことといわなければならぬのであります。

なお、その他改正案におきましては、いわゆる季節労働者といふことが、非常にこの法律案の説明の代表的な言葉になり、かつ季節労働者といふ言葉の中に、すべての注意点が集中せられてゐる感じがいたしますが、よくよく調べてみると、必ずしもそうも言ひ切れない。むしろ一般短期労働者、臨時工まで含めましてそういう短期労働者を大量にこの中に包含しておるということが、容易に見出すことができてゐるのであります。それをかりに、よし季節労働者であるとしたとしても、季節労働者のもとに、季節的に労働を行はせたいとして、その残る期間は職から離れなければならぬという条件に置かれておられます。特に今日の農村における二男三男の青年諸君の苦勞を見ますと、これは大へんなことだと思ひます。決してこれをただ単に季節労働者という言葉の一片の表現で葬り去るがごとく考え方は断じて許されな

らい、労働をいとい、労働からのがれて遊ぶことを求めておるのではないのであります。この点に對しても、十分の認識を持たなければならぬはずであります。それらの見地から考えましても、この給付制度の改定は、はなはだ遺憾のごくであります。このような観点から考えましてもこれは賛成するわけに参りません。これにあわせまして、両派社会党が当然この問題を問題として取り上げ、修正案を提出にいたしましたことは、きわめて妥当でありまして、ために私はこの修正案に賛成をいたすわけでありませうが、同時にこの被保険者の資格確認の問題について、一言触れておきたいのであります。

それは第六條は、そのことを確認する手続としては、すでに当然取り上げられてしまふべきはずのものであります。にもかかわらず、このようにあらためて確認の事項を設けるということとは、ひつきやうするに、その第六條の法の示すところを否定する一種の手続とも考えられるからであります。これはもとより立法上のことといたしまして、相当問題が残されておるかと思ひます。ただこの場合に、この確認に當りまして、確認の手続の問題といたしまして、局長の答弁の中にありましたように、これは事業主側の届出の措置を時点として、当然これを確認するといふ措置をとる、こういう言葉がございまして、私はその答弁をさらうのであります。

ける経済情勢から生まれて参ります失業の実態から考えますれば、この福祉施設は当然一般国費をもつて営まなければならぬと避けることのできない要求でありませうし、また負担でなければならぬと思ひます。しかるに、この福祉施設の費用が、やはりその保険金の中から引き出されて使われてくるということでありませうれば、また保険経済に對するこの福祉施設の及ぼす負担といふものが、確かに問題になつてくるわけでありまして、これも取り計らいからいへば、妥当でないといふことを私は明らかに申し上げておきたいと思ふのであります。

思ふに、二十九年度の赤字十億というものが問題となつて、その赤字十億を補てんするという大あわてのあつて方から、この改正案が出發してゐる。ゆゑにこそ、大臣の答弁にも伺はれましたように、本年度の残余の期間中、大かせきにかせいで三億の黒字を出す、さらに平年度は十二億ないし十三億の黒字を出すことが可能と考へられる、こういうふうになつておられるが、思うにこれは二十九年度の赤字、その赤字とこの改正による黒字分転換、兩者を加えますと、平年度において二十億ないし二十三億の黒字をかせぐ、こういうことになつて参ると思ひます。そうなつて参りますと、失業保険制度そのものが一体現下の失業状態に對する深いおもんばかりから出發したものでなくてはならず、その失業状態を一つの特徴といたしまして、労働階級のふところから料金を吸ひ上げ、そうしてその前年度までにすでに蓄積されておるはずの二百六十二億圓、こういう黒字の金が政府の意圖する方向に転用

されて、言いかえれば、資金かせぎとも言つて言い過ぎでないと思われよう。ななごころに感ずるのではありません。かようなことについて、われわれはもつともつと掘り下げて検討を要する問題が、この中に多々包含されておることを見のがすわけには参りません。従ひまして、こういうような保険財政の実情をあわせて考えますと、この法律案の改正のねらうところは、九十日に圧縮いたしましたところは、その間から出てくる三カ月間のさらなる失業状態を一つのならひとして、言いかえれば、これを無給付状態に追ひ込むための条件を作つて、そうして膨大な産業予備軍を作つていながら、あわせて労働条件の低下を行ひ、結局労働階級を、農村の青年を含みまして日本の勤勞する国民大衆を、現在とりつつある、とらんとしつておる憲法改正の方向、再軍備の關係——この面から、この失業保険法の改正は、きわめて合理的な改正のごとく説明しながらも、その本質は、はなはだ残念ながら、かくのごとき國民の意思に反した戦争政策につながる現下政府の政策の裏打ちをする、これが一環にもなるうとしておることさえ私は指摘をしなければならぬことを、はなはだ遺憾に思ひます。

以上をきわめて簡単な要約点だけをもちつて反対の意思表示をし、両派社会党の修正案に賛成の意を表明いたしました。

○中村委員長 以上で討論は終結いたしました。

採決いたします。まず社会党両派共同提案の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立少数。念のために反対の諸君の起立を求めます。

〔反対者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本修正案は否決せられました。

次に、政府原案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決せられました。

なお、本案に関する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めてそのように決します。

次会は明日二十日午前十時より理事會、十時半より委員會を開會することといたします。

なお、午後一時から第十三委員會室において、石炭鉱業合理化臨時措置法案についての商工委員會、社会労働委員會連合審査會が開かれますから、念のためお知らせいたしておきます。

本日はこれにて散會いたします。

午後零時十五分散會

〔参照〕

覚せい、刑罰法の一部を改正する法律案（早川崇君外四十名提出）に関する報告書

失業保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二十三日印刷

昭和三十年七月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局